



2024年11月18日

各 位

会社名 メドピア株式会社
代表者名 代表取締役社長 石見 陽
(コード：6095、東証プライム市場)
問合せ先 取締役 兼 執行役員 CFO 平林 利夫
(TEL. 03-4405-4905)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年11月18日開催の取締役会において、2024年12月18日開催予定の第20回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上および運営の柔軟性を確保するため、定款第13条及び第22条に定める株主総会及び取締役会の招集権者及び議長について変更するものであります。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 12 条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。	第 12 条 (条文省略) (招集権者及び議長) 第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、 <u>あらかじめ指名された取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>前項の取締役会において指名された取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。
第 14 条～第 17 条 (条文省略)	第 14 条～第 17 条 (条文省略)
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
第 18 条～第 21 条 (条文省略)	第 18 条～21 条 (条文省略)
(取締役の選任の方法) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	(取締役の選任の方法) 第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ指名された取締役</u> がこれを招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>②取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条～第 29 条 (条文省略)</p>	<p>②前項の取締役会の決議により指名された取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条～第 29 条 (条文省略)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024 年 12 月 18 日

定款変更の効力発生日 2024 年 12 月 18 日

以上